

新潟市印鑑登録証明事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市印鑑条例(昭和45年新潟市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(印鑑の登録資格)

第2条 条例第2条第2項第2号に掲げるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 成年被後見人(法定代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人が申請する場合を除く。)

(2) 前号に掲げるもののほか、意思能力を有しないことにより印鑑の登録を受けることが適当でないと特に市長が認める者

(委任の旨を証する書面)

第3条 条例第3条に規定する委任の旨を証する書面は、発行から1か月以内の書面とする。

(照会書の発送)

第4条 条例第5条の規定により発送する照会書は、速やかに郵送しなければならない。申請者から特に急ぐことを求められたときは、速達料金等の負担を求める。

(印鑑手帳の再交付)

第5条 条例第7条に規定する、印鑑登録証明書の交付が困難又は不相当であると認められる程度は、登録番号が判別できる程度とする。登録番号を判別できない程度に毀損し、又は汚損したときは、当該印鑑登録を廃止し、改めて登録したうえで印鑑手帳を交付する。

(職権消除後の登録)

第6条 条例第10条第2号から第4号に該当したことで消除した印鑑票は、消除後、新たに印鑑登録の申請があったときは、新規の登録とする。

(転出予定日経過前の印鑑登録証明書の交付申請)

第7条 転出届出後、転出予定日を経過する前の印鑑登録証明書の交付申請は、印鑑手帳に代えて転出証明書の提示を求める。ただし、個人番号カードによる特例転出等により転出証明書の提示ができないときは、他自治体へ転入届出をしていないことが確認できたとき、申請を受け付ける。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(新潟市印鑑条例の取扱要領の廃止)

2 新潟市印鑑条例の取扱要領は、廃止する。